

固定資産の評価替えを実施します

国税務課 (☎65-6523)

平成27年度固定資産税の見直し

今年、固定資産(土地・家屋)の評価替えの年です。評価替えとは、3年に一度、資産価格の変動に対応し、評価額をパソコンのとれた適正な価格に見直す作業のことです。

見直した評価額をもとに固定資産税(都市計画税を含む)を算定し、5月に納税通知書と課税明細書を送付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。担当課までお問合せください。

◆固定資産税とは

土地・家屋・償却資産(業務用の機械・備品など)を固定資産といいます。「固定資産税」は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者にかかる税金です。市税収入のおおよそ半分(約80億円)を占める大切な財源となっています。

◆土地の評価替え

土地の評価替えでは、宅地などの評価額を見直しました。例えば宅地については、区域ごとの標準宅地において不動産鑑定を行い、評価額算定の基礎としています。

今回の評価替えでは、より適正な土地の評価を行うために、新たに次の2点を取り入れました。

- ①土砂災害特別警戒区域への減額補正
区域に指定された土地の評価額を減額するものです。主に山際の宅地が対象になります。
- ②建築基準法上の道路に該当しない路線の減額補正
市街化区域のうち建築基準法上の道路に該当しない路線は建築制限を受けることから、評価額単価を減額しました。



◆家屋の評価替え

家屋の評価替えでは、その家屋と同じものを新築するとした場合の建築費(再建築価格)を計算し、その額に経過年数に応じて古くなった分の補正率をかけて減額します。

今回の評価替えでは、平成25年7月現在の建築資材の価格をもとに算定された国の基準により、評価額の見直しを行いました。

国の基準は、建築物が上昇傾向にあったことが加味され、前回基準より5%程度引き上げられています。このため、再建築価格に補正率をかけて減額しても、見直し前の評価額を上回った場合はそのまま評価額が据え置かれ、評価額が下がらないことがあります。



「固定資産評価額の縦覧」と「路線価図・標準宅地図の公開」を行っています

▽固定資産評価額の縦覧

すべての土地・家屋の評価額を公開していますので、ご自身の土地・家屋の評価額と、他の土地・家屋の評価額を比較することもできます。

【期間】 4月1日(水)～6月1日(月) 平日8時30分～17時15分 ※木曜日のみ19時まで

【場所】 税務課 北部振興局福祉生活課・各支所

▽路線価図・標準宅地図の公開

宅地評価の基礎となる標準宅地の位置と、標準宅地の鑑定評価額とともに、それぞれの道路に付けられた評価額単価(路線価)を公開しています。

いつでも閲覧できますので、担当課までお申し出ください。



しょうがいのある人に対する軽自動車税の減免申請を受付けます

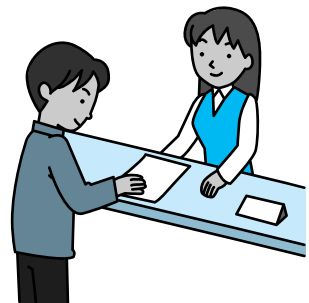
国税務課 (☎65-6508)

受付期間 5月7日(木)～25日(月)

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型特殊自動車等の所有者として登録している次の①または②に該当する人は、軽自動車税の減免を受けることができます。

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する人
- ②しょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する満18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた人、または療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの交付を受けた人と生計をともにする人

※減免が受けられる範囲については、一定の要件があります。詳しくは担当課まで。



◆新規に軽自動車税の減免を申請する人は

所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前に担当課または市ホームページでご確認ください。また適用は1人につき1台のため、普通車で自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免対象にはなりません。

◆昨年轻自動車税の減免を受けている人は

5月1日付けで継続申請の案内文を送付しますのでご確認ください。※軽自動車税納税通知書が届いても、減免の承認通知が届くまでは納付せず、保管してください。

意欲ある農林漁業者の地産地消事業を応援します

農政課 (☎65-6522)

持続できる地産地消推進支援事業補助金

新たに農林水産物の新商品開発や地産地消等につながる販路拡大などに取り組みたいと考えている皆さんに、その経費の一部を補助します。詳しくは担当課または市ホームページまで。

【補助対象者】

- ・市内で現に経営を行っている農林漁業者(団体)
- ・六次産業化法に基づく認定事業計画において促進事業者に位置付けられた人

【補助対象事業】

- ・農林水産物等を活用した加工品の開発など付加価値を増大させるもの
- ・物流改善や直売市の継続開催など、農林水産物等の消費拡大に寄与するもの
- ・市内の農林水産業および農林水産物を内外にPRするもの
- ・市民に地産地消の社会的意義などを普及啓発するもの
- ・その他市内の地産地消および市外

も含めた農林水産物の消費拡大に寄与するもの

【補助率・補助限度額】

補助率 3分の2
補助限度額 100万円
補助下限額 20万円

【補助事業の実施期間】

交付決定日～平成28年3月31日

【募集期間】

4月20日(月)～5月1日(金)

【事前相談】

4月1日(水)～5月1日(金)までの間、事前相談を受付けます。まずは電話で担当課まで連絡してください。

【その他】

- ・事前相談や申請書提出は、各期間の平日にお越しください。(郵送・メールでは受付できません)
- ・5月に開催予定の審査会で交付対象者を決定します。
- ・募集案内、申請書様式は市ホームページからダウンロードできます。